

松原市教育委員会 1 月定例会 議事録

1. 日 時 平成 3 1 年 1 月 1 6 日 (水) 午後 1 時 3 0 分

2. 場 所 松原市役所 庁議室

3. 付議事件等

(1) 議 案 第 1 号 松原市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定
について

第 2 号 松原市いじめ防止基本方針の改定について

(2) そ の 他 ・平成 3 0 年度成人式事業について

出席委員 東野教育長 辰巳教育長職務代理者 栗崎教育委員 有馬教育委員

事務局 伊藤教育総務部長 横田学校教育部長 高橋教育監 坂野市民協働部長
浦井教育総務部次長兼教育総務課長 岡林学校教育部次長
小川教育総務部副理事兼学校給食課長 青山市民協働部次長
宮本教育政策課長 芝田文化財課長 幸教職員課長 山森教育推進課長
前崎地域教育課長 道屋教育研修センター長 手束松原図書館長

東野教育長	<p>それでは、会議のほうに入りたいと思います。</p> <p>ただいまの出席者は3名です。私を含めまして定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。</p> <p>(開会宣言 午後1時30分)</p> <p>これより1月の定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>まず、会議録についてお諮りいたします。</p> <p>11月の定例会の会議録についてご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
東野教育長	<p>異議なしと認めます。よって、11月の定例会会議録については承認と決しました。</p> <p>なお、12月定例会の会議録につきましては、まだでき上がっておりませんので、次回の定例教育委員会でお諮りしたいと思います。</p> <p>次に、本日の議事録の署名委員を指名いたします。</p> <p>委員会会議規則第17条第2項の規定により辰巳委員にお願いしたいと思います。</p>
辰巳委員	<p>はい。</p>
東野教育長	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、はじめに教育長報告を行います。</p> <p>お手元の資料に基づき報告させていただきます。</p> <p>前回、12月の最後のほうでしたので、今回はこれだけの件数であります。</p> <p>1月4日の部長会では、去年の総括と今年の課題について協議を行ったところでございます。</p> <p>8日は、予算関係で副市長とヒアリングを受けております。</p> <p>10日は、冒頭ご報告させていただきました和田委員の任命式のほうに出席をいたしました。</p> <p>11日は、アウィーナ大阪で開催されました大阪府都市教育長協議会1月定例会のほうに出席してまいりました。31年度事業予定や役割分担などについて話をしたところでございます。</p> <p>13日には、大和川西運動広場で開催されました出初め式に出席いたしました。今年は若干暖かかったのですが、各種団体の行進や消防訓練などが行われておりました。また、午後からは各中学校から新成人の代表</p>

を集めて「はたちの夢&トーク」が開催され、市長と私で皆さんの夢や市に対するご提案などをお伺いしたものでございます。

1月14日の成人式は、教育委員の皆様もご出席いただきまして、どうもありがとうございました。後ほど担当課から詳細の報告があるかと思えます。

また、本日午前中には、市長と我々で総合教育会議を行ったところでございます。

なお、この間に各種団体の行事等にも参加しております。

以上、ご報告とさせていただきます。

この報告については、何かご意見、ご質問等ございますか。

各 委 員

なし。

東野教育長

ないようですので、これより本日の議事に入りますが、議案が1件、その他案件が1件となっております。

はじめに、議案第1号「松原市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」事務局より説明をお願いします。

手束松原図書館長

議案第1号「松原市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」でございますが、12月議会において松原市図書館条例の一部を改正する条例が可決されましたので、今回、それに伴いまして松原市民図書館管理運営規則の改正を行うものです。

主な内容といたしましては、指定管理者に運営させることができる内容となっております。

まず、規則第2条については、図書館条例第2条の事業についてより詳しくするため、条例では4項目を記載した内容となっておりますが、規則において13の項目に振り分けて概要を明記しております。

また、指定管理者関係といたしまして、規則第36条、第40条で、指定管理者の事務並びに指定後の事業報告を定めております。

規則第39条におきまして、指定管理者の業務の範囲について定めております。

新旧対照表の13ページに規則第36条を記載させていただいております。こちらに指定管理者指定手続に関する内容を記載させていただいております。

新旧対照表の15ページの真ん中の欄、40条につきましては、管理業務の実績状況及び利用状況並びに利用料金の徴収実績、管理経費の収支、

4番目としてその他の事項というふうに定めております。

15ページの規則第39条の内容については、規則の中の新旧対照表の2ページに記載させていただいている内容をほぼ指定管理者の業務としてやっていただくということを考えております。

続きまして、4ページ、規則第5条は、その他の内容といたしまして、図書利用カードの有効期限を定めております。

新旧対照表の8ページの第23条には、集会室の利用の申請の方法を明記させていただいています。

10ページの30条に集会室の利用の納付期限等を定めております。

13ページ、こちらのほうは損害賠償届出の手続を定める規則として第35条を定めております。

このような内容が今回の規則改正の主な内容です。

続きまして、新旧対照表ではなく、A4縦書きの改め文の17ページをご覧ください。

新図書館を指定管理者に運営させたいと考えておりますので、新図書館完成前の準備業務を指定管理者に行わせたいという内容を記載させていただいています。そのため、この附則の2に記載させていただいております。また、主な内容といたしましては、図書館が完成する前に図書館資料のICタグの貼付であったり、図書館に係るシステムの開発を行っていただくこと、それと、新しい図書館に対して本を入れる、選書等をして、新しい図書館ができたときにそれを市民が手元にとれるスペースに配架するという業務も行います。

今の、従来の図書館から資料を運ぶという引っ越し業務を含めて指定管理者に行わせるための改正内容となっておりますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

なお、こちらの議案成立後には、指定管理の募集の内容を決めさせていただきまして、2月の定例教育委員会におきましては予算面も含めたお話をさせていただきたいと考えています。

以上です。

東野教育長

説明は終わりました。

この件について、何かご意見やご質問等ありますか。

辰巳委員

13ページの第12条、損傷等の届出とありますが、ここには、資料や施設その他が損傷したり滅失した場合のことが書かれていて、損害賠償についても記載されている。右側に何も無いというのは、今までは明記が

	<p>なかったのですか。</p>
手束松原図書館長	<p>明記はありまして、こちらのほうでまた表現の仕方が変わっているということでございます。</p>
辰巳委員	<p>わかりました。</p>
東野教育長	<p>変わっていたらそれがあるのではないですか。どこか違うところに載っているのですか。今の内容はどこに載っていますか。</p>
手束松原図書館長	<p>以前の規則の第7条に記載がありまして、損害賠償ということで、「図書館の資料又は施設に対して損害をもたらした場合においては、現品又は館長の指定する対価を弁償させることができる」というものをこちらに持ってきています。</p>
辰巳委員	<p>これは、同じページで対照できるようにしておいたほうがいいと思いますけれども。</p>
手束松原図書館長	<p>今のご指摘ですが、指定管理の項目が入ったので、整理するときに真ん中に入れた分があり、こういう構成になっております。規則から条例のほうに条文を持ってきたりしているので、ずれが生じている部分があって、わかりやすくなっていなかったり、ご説明が不足してしまして、大変申しわけございませんでした。</p>
栗崎委員	<p>議案説明資料の5ページですが、2の貸出期間について、「1回につき2週間以内とし、他者の利用を妨げない限りにおいて、1回だけ延長することができる」とありますけれども、それはどんな種類の本でも2週間なのですか。</p> <p>それと、1回だけ延長する、延長はどれぐらいの期間ですか。</p>
手束松原図書館長	<p>こちらは、利用者には絵本とか普通の本などを2週間貸し出しになっておりまして、他人を妨げないというのは、予約が入っていない本については、もう一度2週間延長することができるということです。</p>
栗崎委員	<p>団体（グループ）の貸出しとありますよね。どういうところが借りに来られるのですか。</p>

手束松原図書館長	多くは学校連携という形で、学校、教育機関が主となっております。
有馬委員	前まで松原市の図書館利用カードは、更新がなかったと思うのですが、なぜ5年という有効期限を設けたのですか。
手束松原図書館長	<p>図書館利用カードについてですが、資料が返ってこない場合に督促をすることがあります。そのときに借りている方が住所変更していたり、電話番号が変わっていて、連絡がつかないということがあるため、有効期限を求めて、住所確認をしていただいております。</p> <p>さらに、貸し出しの条件というのは、基本的に市内在住、在学、在勤になりますので、もしカードを持っていて他市に転出されていたら、個人貸し出しの要件を満たさなくなってしまうので、住所確認は一定期間で必要になってくるということで、今回明記させていただいたということです。</p>
有馬委員	第27条と第34条で書かれている自習室の使用の申請について、図書館利用カードを保有していない場合、委員会が別に定める方法と書いていますが、別に定める方法というのは具体的にどういうことですか。
手束松原図書館長	<p>今現在直営で運営させていただいているのですけれども、どういう形かというのは、これからこの自習室を設ける新しい図書館が指定管理になりますので、教育委員会で協議させていただいて決めていこうと思っています。</p> <p>ただ、現在の自習室、松原図書館においても、若干夏休み、冬休み、春休みに自習室を開放しているのですけれども、A4、1枚に住所、名前、全て記入いただいて申請を受けているのですけれども、図書館利用カードを持っていたらカードを見せるだけで入っていただけるということなので、そういう図書館利用カードを持っている方については、もう簡易な申請の方法で、見せるだけというふうにご考えておまして、持っていない方については、何らかの住所確認、今やっているような内容を記入させていただいて、使っていただく方法も一つかなということで、今回こういう形で入れさせていただいているということです。</p>

栗崎委員	<p>すみません。管理する会社に委託するということですよ。そうすると、その管理するところが、いろいろ条例をつくってありますけれども、条例よりまだほかの内容を追加してほしいとか、変えてほしいとか、そういういろいろな要望等があればまた変わるということですか。</p>
手束松原図書館長	<p>協議事項というか、教育委員会の承認を得てという場合については、そういう協議もありますし、自主事業という形で、この規則以外のところであれば提案いただいて、それが図書館の行政として問題がない場合は、そういう改正はないのですけれども、抵触する内容になれば、また教育委員会等に諮らせていただいて改正していくということになります。</p>
東野教育長	<p>どうですか、他にありますか。よろしいですか。</p> <p>他に意見がないようですので、議案第1号「松原市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
東野教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号「松原市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」は可決されました。</p> <p>続きまして、その他の案件としまして、「平成30年度松原市成人式について」、事務局より報告をお願いいたします。</p>
前崎地域教育課長	<p>先日、平成31年1月14日に松原市文化会館におきまして平成30年度の成人式を開催いたしました。成人式には、教育委員の皆様方もご臨席いただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>今年度の成人式の対象者につきましては、平成10年4月2日から平成11年4月1日までの間に生まれた方が対象となっております。松原市としましては1,409名が成人式の対象となっております。そして、当日の参加者としましては、男性が417名、女性が434名、合計851名の参加がありました。この参加の数につきましては、あくまでも受付を通った方のみで、中に入らずに外にいた方もおられますので、それも含めましたらもう少し参加していたと思っております。</p> <p>第1部としましては、阿保町会の祭囃子や新成人の成人式が行われ、第2部につきましては、実行委員会メンバーによるお楽しみ抽選会、最</p>

後に写真撮影が行われました。

また、今年の成人式につきましては、第1部の終了後に上宮高等学校のストリートダンス、松原市第二中学校出身のアーティストのケイスケサカモトさんのミニライブを行いました。

今回、全体的に式典も比較的落ちついていたように感じております。来年度の成人式もよいものとしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

東野教育長

報告は終わりました。

この件について、何かご意見、ご質問ございますか。

有馬委員

すごく成人式はよかったですのですが、終わった後外に出たら、ごみが散らばっているのが気になりました。ボランティアの方で拾っている人がいたのですが、その方は市から来ているのですか。

前崎地域教育
課長

ごみ問題に関しましては、毎年同じような形で、お酒の瓶とかたばこの吸い殻などが散乱しているというのは、確かに本当のことです。それにつきましては、職員が十分気をつけて、定期的にごみ拾いをさせてもらいました。

最後に、皆さんが帰った後につきましても、ごみ拾いをきちんとしてから帰ったというところでございます。

栗崎委員

太鼓が最初にありましたよね。私たちは幕が閉まっていたので見られなかったです。あれはどうしてですか。格好の問題ですか。

有馬委員

音のみなのかとわざわざしていました。

前崎地域教育
課長

プログラムの都合上、どうしてもはじめに盛り上げたかったということと、会場を静かにさせたかったということがありましたので、はじめに太鼓、祭囃子を持ってきましたら、実際、成人の方もみんな集中して見てもらえましたし、ざわざわという声も消えましたので、その辺のところは効果的だったと思います。

ただ、来賓の方に見てもらえなかったということは、本当に申しわけないと思っております。どうもすみませんでした。

栗崎委員	あれはどうして幕はあけなかったのですか。 幕の際でしていたのですか。
前崎地域教育課長	はい。幕の前でやらせてもらって、後ろで準備してもらう時間帯をとっているということです。今回はスムーズにいきましたので、早い時間帯で席に着いていただいたというのですが、太鼓を打っている間に後ろで来賓の方や主催者側に準備していただくという時間をとっておりました。
東野教育長	そういう説明はなかったと思います。
栗崎委員	はい、全然なかったです。
東野教育長	10時5分前になっても、席に着いてくださいという声かけがなかったのですが。
栗崎委員	そう。もっと早く席には着けました。それと、幕を上げて私たちも見えても、子どもたちはざわざわしないと思うのですが、どうですか。ざわざわするのですか。
東野教育長	幕は閉めたままで、そこで座っておいてくださいという話もなかったもので、これはどうするのと言っていました。私たちは構わないけれども、来賓の方々は。それについて一切説明もないですし。
前崎地域教育課長	来年から気をつけます。
東野教育長	人を招待しておいてそういうことをしているなんて、何を考えているのですか。途中で帰られても不思議ではないですね。5分前のときに廊下に誰もいなかったです。
栗崎委員	プログラムには書いてあったけれども、太鼓について説明がなくてびっくりしました。
有馬委員	副市長たちも、5分前だからそろそろ行こうかと言っていました。

東野教育長	はい。みんなもう時間だから行こうかと言っていました。スムーズに進んだのではなくて、誰もいないから、議員さんも私たちも移動しました。
有馬委員	議員さんは多分毎年来られているから、慣れている様子で来てくれたのですけれども。
東野教育長	その辺はどのようになっていたのでしょうか。 来賓や主賓者の誘導は、何時何分に誰がすることになっていたのですか。
前崎地域教育課長	その辺が抜けていました。すみません。気をつけたいと思います。
東野教育長	来賓の方を呼んでいるときはきちんとタイムスケジュールをご説明して、何時何分には壇上にご案内しますということをおかないと混乱しますよ。それなら、太鼓のときだって下で見ておいたらよかったですね。
有馬委員	前の席で。
東野教育長	はい。壇上に座っていなくても。 だから、今年は多分、来賓の方や議員さんは、太鼓のときはご不満であったと思います。がさがさしていましたからね。
有馬委員	皆さん多分、音だけかと思っていたと思います。
栗崎委員	私たちもやっぱり見たいなという気持ちがありましたからね。
有馬委員	すごく練習して頑張ってきているなというのがわかるような音だったので、音でも楽しめたのですけれども、目でも楽しむというのが太鼓の醍醐味だと思うのです。私たちはいいとしても、来賓の方は都合をつけて来てくれていたので、その辺は失礼に当たってしまうと思いました。

栗崎委員	<p>やっぱり見ていただいたほうが私はよかったのではないかなと思います。全く説明がなかったからびっくりしました。プログラムには書いていましたよ。</p>
辰巳委員	<p>これは委員でもそう思うので、来賓の人たちは。</p>
栗崎委員	<p>来賓はもっと思うと思います。</p>
有馬委員	<p>太鼓などの企画自体はすごくいいと思います。やはりお祝い事なのですごくよかったと思います。</p>
横田学校教育 部長	<p>委員の皆様からのご指摘は、他の議員、来賓の皆様方のご指摘と受けとめまして、とりわけ今回、担当課がプログラムの工夫ということで、この太鼓、上宮高校のダンス、ケイスケサカモトさんのミニライブということで、全て1部が終わってからとも思っていたのですが、時間の短縮、そして、より効果のある演出ということで考えたものでございまして、これは初めての取り組みです。</p> <p>1部の式典の前に出し物をやるというのは、私も14年目ですけれども初めてです。普通は緞帳が上がって、国歌斉唱が始まるのですけれども、新しい試みでしたので、来賓の皆様方に不快な思いをさせたのであれば、担当課、担当部では、今回の総括をして来年に生かしていこうということで、今、職員からの反省点について総括をしておりますので、そこに生かしていきまして、来年、同様のことがないように改善をさせてもらおうと思います。大変申しわけありませんでした。</p>
辰巳委員	<p>一つの方法としては、我々あるいは来賓の方が壇上に上がる前にアトラクションを先にやって、それから登壇するというほうがいいかもしれませんね。</p>
栗崎委員	<p>成人式も、市と教育委員会の主催ですから、12月に既に決まっていると思います。そのときに会議に出していただき、どういうふうにするのかということも会議で決めたほうがいいと思います。そういうアトラクションのことは一切決めないですね、お知らせがないというか。</p> <p>この会議があるのですから、1月の初めのことですから、成人式ですから、12月に決めないといけないと思います。ここを出してもらって決めたほうがいいと思います。そうしたら、議論ができると思います。</p>

新成人にとっては一生に1回の大切な式典ですし、主催は松原市と教育委員会になっていますから、当然会議に出してもらいたいと思います。

横田学校教育
部長

今ご指摘いただきましたので、次年度の成人式については、事前に12月にプログラムをご説明させていただくように、来年度以降改善させていただきます。申しわけありませんでした。

東野教育長

司会の方はプロの方ですか。

前崎地域教育
課長

はい。ここ四、五年毎年同じ方に頼んでいるのですが、専門でやられている方でございます。

東野教育長

そうですか。今回、間に全くフォローがなかったですね。司会の方が、決まった文言しか話さずに、間があいていようが黙ったままでした。特にケイスケさんの間にもものすごく時間がかかったのですが、司会の方が何も話さなかったです。準備中ですか、もう少しお待ちくださいなどもなく、会場がざわざわしても黙ったままでした。

有馬委員

今回初めてそうやって1部でそういうイベントをやったということなので、考えるに当たって、きっと細かいところのスケジュールが空回りしてしまったのかなと思います。タイムスケジュールをきっちり組んで、次回、次年度に向けて頑張ってもらえたらいいのかなと思います。

今回はやはり初めてのことなので、失敗してしまったなという部分が浮き彫りになったので、こういうときはこういうフォローが必要であるということは、今回のことでわかったと思うので、それを糧に次年度もっといい成人式になるようにしていけるとと思います。

東野教育長

プログラムの出来や中身は非常によかったのにね。

有馬委員

何かそこが残念です。

東野教育長

それだけに惜しいですよ。もう少しいろいろなところに心配りをしていただいたら、もっとすばらしくなったのと思います。ぜひ次回頑張ってください。

栗崎委員	<p>司会の方とシミュレーションはしているのですか。しないと間があいたりします。1回か2回はしないといけないと思います。</p>
東野教育長	<p>そうしないと、緞帳が開くときも突然開きますからね。おお、開いたなどと言って皆さんびっくりしていました。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>それでは、事務局から何かございますか。</p>
宮本教育政策課長	<p>本日午前中に行われました松原市総合教育会議におきまして、松原市いじめ防止基本方針改定案につきまして協議が調いましたので、追加議案として提出させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
東野教育長	<p>ただいま事務局より提案されました松原市いじめ防止基本方針改定案についてを議案第2号として審議に入ります。</p> <p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
道屋教育研修センター長	<p>午前中は、総合教育会議でたくさんの貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。ご協議いただきました松原市いじめ防止基本方針の改定につきまして、この教育委員会会議でご承認いただきたく、重なるところもあるかと思えますけれども、改めて説明させていただければと思っております。</p> <p>お手元の資料に、松原市いじめ防止基本方針（改定案）と松原市いじめ防止基本方針新旧対照表がございます。主にこちらの新旧対照表でご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>改定の1点目ですけれども、まず1ページです。下線部のところが変更となります。</p> <p>1点目は、いじめの定義についてです。</p> <p>改定後の左側だけ読ませていただきます。改定後は、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるということで、背景にある事情の調査を行い、より慎重に、いじめに該当するかどうかを判断すること、そして、その下の線ですけれども、悪気なく好意から行った行為であったとしても、相手にとっては苦痛だったといった場合は、法が定義するいじめに該当するため、いじめ対策組織での情報共有を求めるということになっております。</p>

続きまして、2ページ目をお願いいたします。

学校基本方針の運用についてです。

下線部です。改定後つけ加えられたものが、いじめ防止等のための取り組みを学校評価の項目に位置づけ、評価結果をもとに改善を図るということです。また、学校のいじめ防止基本方針を児童生徒、保護者、関係機関等に周知し、ウェブページなどに掲載するという点が追加になっております。

続きまして3点目です。

3ページをご覧ください。左側、下線部です。

こちらにつきましては、いじめ防止等の対策のための組織の設置についての変更点です。ここでいじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割や、校内研修の企画等を行うという役割を追加しております。

続きまして4点目です。いじめ防止等に関する取り組みのいじめへの対処についてです。

4ページをご覧ください。四角囲みの中ですけれども、教職員がいじめを発見したり、相談を受けたのに、その情報を抱え込んで、いじめ対策組織に報告を行わなかった場合、法律違反となる場合があるとなっており、組織的な対応につなげることの必要性をより強めたものとなっています。

そして、5点目は、いじめの解消についてです。その下の線の部分です。

いじめが解消していると言うためには、少なくとも2つの要因が満たされている必要があります。

1点目、①は、いじめに係る行為が止んでいることです。

5ページになります。少なくとも3カ月はいじめが止んでいる状態が続いているということが要因の一つになります。そして、2つ目ですけれども、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないということです。この2点は最低限きっちり確認をしなければいけないということです。より慎重に被害児童生徒や加害児童生徒の見守りを続けて、日常的に注意深く観察することが求められております。

そして、最後は、重大事態への対処の事実関係を明確にするための調査の実施についてです。

6ページをご覧ください。

重大事態は、事実関係が確定した段階ではなく、いじめの疑いが生じた段階で調査を開始すること、そして、被害児童生徒や保護者からの訴

えがあった場合、その時点で学校が、これはいじめが要因ではないのではないか、いじめの結果ではないのではないかと思っていたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査をすることが必要となっております。より迅速に、そして、より誠実に対処すること、これが強調された内容になっております。

以上が改定されたところです。なお、学校へは、文科省と府の改定が示された時点で知らせており、既に改定案に沿った取り組みを進めていることを申し添えます。

説明については以上です。よろしくお願いいたします。

東野教育長

事務局からの説明が終わりました。

この件について、何かご意見、ご質問等はございますか。

辰巳委員

総合教育会議のときには、余りにも細かいことなので言わなかったのですが、4ページから5ページにかけて、4ページの一番下、いじめに係る行為が止んでいること、次のページにその本文があるわけですが、この相当の期間というのは少なくとも3カ月を目安とするとなっているのですが、その根拠は何ですか。

3学期制なので、3学期は短いですが、4カ月単位が妥当かなと思ったのですが、3カ月とした根拠について教えてもらいたいです。

道屋教育研修
センター長

これは本当に目安ですので、国や府がこういうふうに書いているところに倣っているのですが、ただ、本当におっしゃるとおりに、3カ月できっちり終わりではなくて、子どもの状態によって4カ月必要な場合もあれば、1年かけて見守るといったことが必要なこともあると思います。

辰巳委員

あくまでも目安だということですね。

道屋教育研修
センター長

そうです。目安であるということを学校にも伝えたいと思います。ありがとうございます。

横田学校教育
部長

今の説明に加えてですけれども、あくまでこれが最低の日数ということで、最後の部分に「教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するもの」と、つまり場合によっては1年ぐらい、丸1年というのも当然でございますでしょうし、もっと言えば卒業するま

で、それから、小学校で起こったいじめを中学校卒業するまでというのも、引き継ぎで当然なされるべきことですので、あくまでいじめの国の基本方針に最低限の月数が示されているということでございますので、委員のおっしゃるとおりで、必要な長期の期間も設定するということが示されています。

辰巳委員

わかりました。

有馬委員

これが目安となって、先生方の基本になってくれて、本当に子どもに対して普段から常に真摯に向き合ってもらっていると思っています。安心して行かせてもらっています。しかし、見えないところがどうしてもあると思います。言える子、言えない子がいると思うので。

でも、こういう基本があれば、やはり今まで以上にいじめに対して向き合っていけるのかなと思いますし、保護者もそうですし、子ども自身、本当にいじめというのはこういうささいなことから生まれるのだということを、ISSを通じてもっと認識していけたら、子ども自身、保護者、社会、松原市全体でもよくなっていくのかなと思います。今日この方針を見せてもらってそう思いました。ありがとうございます。

東野教育長

総合教育会議において田中委員からも言われていたように、こういう基本方針もできたからいいというものじゃなくて、子どもに寄り添って具体的な取り組みをやっていってほしいということがありましたので、その辺をきっちり、子どもに寄り添った取り組みをやっていってほしい。

特に、被害児童生徒に寄り添いながら、そういういじめ問題についてはできるだけ早く、そして、情報の共有をきっちりとした取り組みをぜひお願いしたいというように思っております。よろしく申し上げます。

他にご意見、どうですか。

栗崎委員

布忍小学校の校長先生に、いじめられた子、いじめた子に対してどのように接していらっしゃるかとお聞きしたことがあります。

すると、とにかく話し合いをするということでした。ずっと双方の話を聞くのです。両方の子どもに本当に寄り添って、話を何回も何回も聞いていくのですということをおっしゃっていました。

先生によってもやり方はいろいろあると思います。話を聞いてやるということは一番重要だと思うのですけれども、実践的なことはどういう

ことをされていますか。

岡林学校教育
部次長

他校でも同じような取り組みをされておられます。基本は日常、職員が子どもから出るシグナルを見逃さない、そういう先生方の情報共有、体制をきちっと毎日毎日積み上げていくことが一つです。それはどの学校もやっています。

あとはアンケート、日記など、子どもの内面をより深く掴むようなツールを、それぞれの学校で工夫して持っておられます。それから、班で話し合うとか、終わりの会できっちり振り返るであるとか、そういったことをされているところもございます。

基本は傷ついた子どもがいれば、子ども同士できっちり解決をしたという体験を積み重ねてやるのがやはり重要だと思って、学校では取り組んでおります。

栗崎委員

情報の共有というところで、もちろん学校の中ではそうされていても、校長会などで、こういう事例がありました、こういうふうに解決しましたというような話し合いというのはされているのですか。

横田学校教育
部長

校長会議の折に私たち教育委員会が事務連絡をしに行くのですけれども、その後に校長先生のみでいろいろな情報交換をされておられます。その中に、場合によっては重篤な事案についてはこんな対応をしたとか、6年生の子であれば、小学校と中学校の引き継ぎの際に、来年そちらへ進学する子どもについてという引継ぎもございます。

教育委員会の組織としまして、このいじめの方針にもうたっているのですけれども、方針の中の、組織の一つですけれども、方針改定案の5ページにございますように、市として設置をしている組織が2つございまして、その一つに松原市いじめ問題対策連絡協議会というのがございます。これは、各種関係機関の会合でして、具体的には学校、そして、教育委員会、警察、サポートセンター、子ども家庭センターなどが集いまして、さまざまな事例についての情報交換をしております。

もう一つの松原市いじめ問題専門委員会は、総合教育会議でも申しましたように、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、そして、大学の教授、そういう専門家の調査組織ですけれども、それとは別に、いじめを未然に防ぐために、あるいは実際に生じたいじめについてどのように解決していったかという情報交換を行う組織でございます。こちらも定例で年間に3回設けておりますので、そういった場で情報共有をするというこ

ともこの方針にはうたわれているということです。

東野教育長

そういう場で情報共有するというのはわかりますが、それをどう学校へフィードバックしているのですか。

横田学校教育
部長

あわせて、そういった協議会で話されたことについては、例えばですけれども、生徒指導の担当者会議というのがございますので、最前線でいじめについて取り組んでいる小中学校の生徒指導の教員に、例えば、実際にケーススタディーということでケースを示して、グループ討議をさせて解決方法を考えさせる、そういう生徒指導の研修もございます。

一方で、先ほどの繰り返しになりますけれども、校長会議で校長自らが、このような事象があったので校長会議としてこれは教訓化したいということで情報交換をしているという例もございますので、さまざまな管理職、生徒指導担当、そして、場合によっては、私たちが年間に何回か教職員に持っております研修の中で、いじめに対応する研修ということで定期的には開催をしております。

東野教育長

私が聞いている質問と答えが少し違うように思います。

先ほど言ったように、協議会の置かれた、情報共有されたその結果、どのように学校へフィードバックされているのか、また、いじめ問題専門委員会でそういうことをやった内容が、どれぐらいのことをどのように学校にフィードバックされたのかということ聞いています。

横田学校教育
部長

具体的な実際の事象につきましては、生徒指導のその他の不登校、そして暴力行為等、さまざまな事象がございますので、総合的に必要に応じて学校が再発防止ということで、具体的な事象を担当がまとめて伝達するとかそういったことで、日常的に取り組んでおるのが一つです。

各校が取り組んでいる実践報告会というのが年間何回かございますので、その中に総合的な子どもたちの集団づくりの取り組みであったり、その中に実際、いじめがあったことをきっかけにこのような取り組みをして解決したというようなことも、先生方、全教職員で共有し合うような研究会もございますので、そういったところでいじめの具体的な事象から取り組んだ例、この方針でいいますと、先ほどの5ページの上です。いじめについては、(3) 集団全体の課題としてとらえるということです。

加害児童、被害児童、いじめた児童、いじめられた児童以外に、やはり傍観者と言われる存在が非常に重要だと言われています。見て見ぬふりをする。子どもたちが、自分もいじめられたら嫌だからということで、いじめられている子についても近寄らない。そういった心理が働くものでございますので、当然、単にいじめた児童、いじめられた児童だけの問題ではなく、クラス全体の問題です、場合によっては学校全体の問題ですという、日々の学級づくり、そういったところにも生かしていくという取り組みを日々行っているということでございます。

東野教育長

いじめ問題対策連絡協議会であるとか、いじめ問題専門委員会が設置されて、そこで情報共有されたものがどのように学校にフィードバックされたのですか。

横田学校教育部長

具体的には今年度も専門委員会を2回実施しております。その話し合われた内容について、校長に具体的な事象について、このような話し合い、ご意見をいただいたということで報告するということです。総合教育会議でも申しましたが、重大事態として調査したケースはございませんけれども、場合によっては重大事態に至るのではないかとはいじめの具体的事例を、この専門委員会では協議していただきまして、そのことについて学校で協議したという事例が、今回の取り組みではございます。

道屋教育研修センター長

いじめ専門委員会等の内容は、学校の生活指導の先生方に報告をします。今、その専門委員会では、問題行動のチャートのようなことの見直しとかもしているのですけれども、そういうようなことをして、そして、生指担当が学校に戻って、学校の中で会議の議題としたり、報告をしたりというような形でフィードバックさせていただいているところです。

辰巳委員

時々マスコミなどで報道をされますけれども、いじめ事件が起こった場合に、学校から報告を受けながら教育委員会が適切に対応しなかったということが問題にされたりすることがありますので、松原市の場合は、今出てきましたような連絡協議会であるとか、あるいは専門委員会であるとか、制度的、組織的に取り組んでいるので恐らく間違いはないと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。実際にあった場合の、学校から報告を受けた場合の教育委員会の対応の仕方について、具体的なところを。

道屋教育研修センター長	<p>学校はいじめが発生しましたら、いじめ事案については、重大事態については教育委員会に報告を送ります。教育委員会は、市長にそれを報告いたします。そのときにいじめの調査を、学校を主体とするのか、教育委員会を主体とするのかを決めます。</p> <p>どちらかで調査をいたしました結果、再発防止策と、それから結果について市長に報告をして、市長が再調査が必要だとお考えになりましたら、松原市いじめ問題再調査委員会というもので再調査を行うといった形で、重大事態が起きたときは対応していくということになります。</p>
辰巳委員	<p>実際に何かあった場合、やはり教育委員会が的確に迅速に判断して、行動するというのが一番大事だと思いますので。</p>
横田学校教育部長	<p>総合教育会議でもご説明申しましたように、この方針で一つの大きなポイントは、重大事態が起きたときの対応でして、先ほども説明で申しましたが、いじめ問題専門委員会というのが、重大事態が発生してから組織を立ち上げて調査するとなると、やっぱり半年遅れということが実態ございましたので、国からの努力目標ですけれども、この方針も策定した上で、さらに同じく調査を実施する、本市でいうと松原市いじめ問題専門委員会を常設しております。</p> <p>国の言い方は、平時から立ち上げるようにという言い方になっています。つまり、いじめの重大事態が起こる前に立ち上げておいて、できれば重大事態が発生していなくとも、その組織が日常に稼働しているということです。本市では年間3回の会議を開いておりますので、例えばですけれども、起こってはならないことですが、重大事態が発生した折には、報告をいただいた即日、その日から4名の専門委員の方に動いていただくことが可能という仕組みになっております。</p>
栗崎委員	<p>連絡協議会の問題対策のことを保護者は知っていますか。また、保護者が先生を信用できないから警察へ行ったという事例は、昨年1年間ありますか。</p>
道屋教育研修センター長	<p>午前中も保護者にどれぐらい周知するかが大事だと言ってくだったので、今はホームページでは確かに公開しているのですけれども、周知というところでは、少し不十分だなと私も思ったところなので、もっと周知しないといけないと思うのですけれども、一応公開をされていて、学</p>

校ごとに決めている方針につきましても、ホームページや、入学時の保護者説明会等で説明をするように、こちらからは言っているところです。

2つ目のご質問ですけれども、学校を飛び越していきなり委員会に電話がかかったり、あるいは警察に行ったりというようなことは割とあります。

ただ、それにしても、警察からはまたこちらに電話が来ますので、それでまた学校とも連絡をとり合っているというのは、保護者がどこに訴えたとしてもみんなで連携をして対応できるようにということで、そこはお互い連絡をとり合っておりまして。

有馬委員

こういう専門委員会がないと思っている保護者が多数だと思います。入学説明会で言われたことを、1年後、保護者が覚えているかというのと、多分覚えていないと思います。

長期休暇が明けて学校が始まると、辛いと思う子は増えると思うので、学期ごとでも、もし悩みがあるのであれば、学校でなくてもいいので、どこでもいいので相談してくださいというスタンスで、そういうお知らせをしてもらえたらすごく助かるのではないかと思います。

入学式で言っても、多分1年も覚えていないです。学期始まりか、学期終わりなどの節目のときにお知らせしてもらえたら、保護者としては助かるかなと思います。

栗崎委員

今の有馬委員のお話を聞いてですけれども、結局先生を飛び越えて関係機関に、弁護士や警察などに行った場合、ささいなことであつたら、先生がどういう気持ちになられるのかなと思います。

先生は子どもを大切に思っずっと教えられているのに、あまりこれを、こういうところがありますから、そういうところへ行ってくださいねと言うのも、それでいいのかもしれないけれども、どうかなとふと思いました。

岡林学校教育
部次長

確かに学校側としましたら信用されていないということがわかりますと、すごくショックですし、本当に落ち込みます。ただ、学校側もなぜそうなったのかというのをしっかりと冷静に受けとめて、改善につなげる必要はありますので、それはいいきっかけには恐らくなると思います。

もう一つは、さまざまな保護者がいますので、やはり自分が相談できる窓口は多様にあって、自分の状況に合った相談場所があるのだということを知るとするのは、安心をしてもらえる一つ大事なところかな

と思います。道屋が言いましたように、どこへ相談されても、全員で子どもの心のケアと、身の安全をやっぱり守っていくべきですので、そこは多様に窓口はあってしかるべきだと考えております。

有馬委員

お知らせで、こういう専門機関がありますよ、でも、先生にも相談されてもいいですよみたいに、一言でもあればいいのかなと思います。本当にこれだけの種類のたくさんの相談窓口がありますよということ、先生でなくても、これだけ相談に乗ってもらえるのかということを知ったら、保護者はすごく安心するのかなと思います。

栗崎委員

お知らせしておくことは一番大事なことやと思います。

有馬委員

ただ、少し先生はショックを受けるのかもしれませんが。

栗崎委員

いろんな保護者がいますからね。

幸教職員課長

去年教育研修センター長をやっていたのですけれども、基本的に学校の先生を全く飛ばしていくことはないです。担任の先生が一番近いので話したり、次に校長先生と話したり、何回か話をした上で、やはり納得がいかにず警察に行ったり、教育委員会に行ったりということです。だから、教育委員会が受けた事案を学校に返したときに、ずっと話し合っていたけれども、やはりそうってしまったなとかいうことで、全く飛ばすことはまずないと考えています。

栗崎委員

そうですね。相談して、保護者が満足いかないから警察などに行くのであって、全く飛ばすことはないと思います。

東野教育長

よろしいですか。

それでは、他にご意見、ご質問がないようですので、議案第2号「松原市いじめ防止基本方針の改定について」、可決することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

東野教育長

異議なしと認めます。よって、議案第2号「松原市いじめ防止基本方

針の改定について」は可決されました。

それでは、その他に事務局から何かございますか。

山森教育推進
課長

お手元に平成30年度松原市中学生海外交流事業報告書という資料を置かせていただいております。

昨年度は2月の教育委員会議で、ビデオを映しながらご説明させていただいたんですが、12月に終わっているので間延びをしないように、今回この報告書にて口頭にてご報告をさせていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

12月22日から24日の3連休を利用して、中学生28人、それから教育委員会は横田部長を筆頭に4名の職員、教育現場からは松原中学校の石田校長を初め教員2人、計大人7名と子ども28名で台湾を訪問してまいりました。

表紙をめくっていただきましたら、下のところ、3番に、スケジュールが出ております。

今年は7月の夏休み前に配付しまして募集期間をとりました。そこから選考して決定しまして、事前説明会を行い、行く前には3回の学習会、帰ってから、今、2回の学習会の1回目が終わったところでございます。

その右側のページで概要をご説明させていただきますが、12月22日6時に集合ということで、真っ暗な中、保護者とともに子どもたちは市役所に来てくれました。

関空から旅立ちまして、1日目は台湾台北市内の観光ということで、主に龍山寺と中正紀念堂にまいりました。

2日目は、3日目の学校交流で交流をする予定でした龍山国民中学校の子どもたちと松原市の子どもたち計56名と一緒に、台湾のEXPG STUDIOというエグザイルのスタジオをお借りしまして、ダンスで仲良くなろうということでダンスレッスンを行いました。

12月22日の中正紀念堂では、市長と、松原市のドリームアンバサダーであるEgilsのAyaさんが子どもたちとサプライズ合流しました。もちろん私たちは知っていたのですが、子どもたちからは「うわ、市長や」「うわ、Ayaさんや」「やばい、やばい」という声が聞こえました。その演出もなかなか大変だったのですが、2日目のダンススタジオには、また市長とドリームアンバサダーのAyaさんにも駆けつけていただいて、Ayaさんは大変踊りが上手ですので、子どもたちと一緒に踊っていただきました。

午後からは、交流先である龍山国民中学校の子どもたちと、それから

松原市の子どもたちと、そのご家族がそれぞれペアになりまして、市内の観光に連れて行っていただきました。ビジットステイと呼びました。夜8時まで観光させていただいて、ホテルに戻ってきました。

いよいよ3日目は学校の交流ということで、台湾の学校は始まるのが早いので8時には着きまして、ちょうどクリスマスイブのイベントを全校でやっておりましたので、そこに松原市の子どもたちも入れていただきました。それが終わり次第、特別授業ということで、2時間の授業を組んでくださいます、そこに松原市の子どもたちも合流させていただきました。

資料を1枚めくってください。その様子が写真で説明してあります。

1日目は、上が龍山寺です。その下が中正記念堂といいまして、右側に大きく写っています中正記念堂の記念写真のあたりで、市長、A y a さんとのサプライズ合流があり、この場所で記念写真を撮りました。

右側7番、龍山国民中学校とのダンス交流で、あまり大きなスタジオではございませんでしたので、2部に分かれてのダンスレッスンをして、最後は自分たちで完成した踊りを踊り合って握手すると、いい感じで終わりました。

その下はビジットステイで、4枚ありますが、ちょうど左上の、左側からが松原市の子ども、それから台北のご家族のお母さん、その隣が子どもさん、その右側がお父さんと、こういう感じで子どもたちは市内へ連れて行っていただいたということでございます。

1枚めくってください。

9番、学校交流でございますが、先ほど申し上げましたように、左側の体育館でクリスマスイベント、右側の2つは交流事業と一緒に授業をしているところの様子でございます。

子どもたちと今、学習会を開いてまとめをしているところなのですが、本当にいろんなことを子どもたちは感じてくれています。代表的なのは、3日目が終わって関空に飛行機で着きまして、こちらに戻ってくるバスの中で、担当指導者の大人7名が子どもたちにメッセージを発して、最後に代表で1人、中学3年生の女の子に締めの挨拶を求めたときに、彼女はこう言ったのです。

いろんなことを勉強したし、楽しかったし、行く前からもたくさん勉強できたと。本当に有意義な交流になったと私は思っています。ただ、そこで終わってはだめだというふうに私は思っています。今回学んだことを、次の自分たちがこれから生きていく中で、人生に活かしてこそ意味のある交流になるのではないかと思います。

それをみんながうなずきながら聞いているのを見て、大変だったけれども、連れて行ってよかったなと思って帰ってきた交流会でした。

この後、子どもたちはまとめをして、それから子どもたち自身は3学期の始業式で早速全校に向けて、僕たちは冬休みのこの日に台湾に行ってきたよという報告を丁寧に行っています。学校によっては特別の時間割を組んで、報告会というものをやっていたところもございます。

それから、ある学校からは、今度国際交流の授業を2年生でやるのだけれども、その導入のところで台湾へ行った子どもたちを登場させて、そこから総合学習を展開していくきっかけにしたいというお話もございました。

市のほうは、2月号の広報にこの記事に掲載させていただくのと同時に、3月には市民プラザで写真展、子どもたちの一人一人のまとめを、今まとめているところですが、そのまとめとビデオを一緒に流させていただいて、市民の方にも周知をしていこうかなと思っております。

やはり海外ですので、大変気を使いました。去年は1人パスポートがないということで、どうやって帰るのかということになったのですが、今年はパスポートはなくなりませんでした。よかったです。

たまに約束の時間に集まれなかったり、最後の飛行機に持ち込む荷物に、スマートフォンのバッテリーを入れたら通らないと、ひっかかるよということを口酸っぱく言っているにもかかわらず、ブザーが鳴って、中を見たらスマートフォンの電池が入っていたというような、そういうトラブルがあったのですが、そういうことも含めて、今まとめの中で振り返りながら、子どもたちとともにまとめて、これからの生きる糧にしてもらえたらいいのかなと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

東野教育長

報告が終わりました。
何かご意見や質問はありますか。

栗崎委員

この海外交流は何回目になるのですか。

山森教育推進
課長

海外自体は4回目です。平成27年度からスタートし、平成27年度は、教育委員会ではなくて市民協働課が連れて行ってくださって、向こうでスポーツ交流をしました。教育委員会主催になってからは、今回が3回目でございます。

栗崎委員	60名を超える参加希望者があり、28名が参加したのですね。それは抽選ですか。
山森教育推進課長	はい、抽選でございます。
栗崎委員	向こうからとてもたくさん来られますよね。60人ぐらい来ていたのではないですか。去年来られていましたか。
山森教育推進課長	去年は台湾から退職校長先生方がたくさん来られまして、こちらでおもてなしをしました。これはまだ確定ではないのですけれども、今年の5月末には、お邪魔した龍山国民中学の子どもたちをぜひ日本に連れてきたいとおっしゃっているみたいです。交流の機会がつかれるかなと思っています。
栗崎委員	その機会があったほうが絶対いいと思います。ぜひよろしく願います。
横田学校教育部長	今、栗崎委員がおっしゃいましたのは、一昨年度、松原第三中学校、中正国民中学校70名、それから、さらにその前年度に静心中小学校が80名ほど来ておりました。そうしますと、こちらに招聘しているのは2回、校長先生だけの招聘も入れると3回、こちらからも教育委員会としては3回行っておりますので、またあちらからも来るということで、行ったり来たりという、本当の意味の交流が進んできているかなと思います。
東野教育長	今年もし来られるなら、どういうことを考えられていますか。
山森教育推進課長	メインで来られます龍山国民中学校に行ったときにビデオを見せていただきました。いろんな学校と交流をしていらっしゃるのです。シンガポールの学校であったり、名古屋の学校であったりと、子ども同士の交流がメインになりますので、本市にお越しいただいた際にも、来るとしても15名程度と聞いていますので、どこかの中学校の学年と出会わせて、お互いの異文化を交流できるような機会をメインで持ってきていたいと思っています。
東野教育長	ぜひ異文化交流ということなので、そういうことができるようにプロ

グラムを事前に作って行ってあげないと、突然言われても、たこ焼きとお好み焼きだけで終わってはいけないと思いますので、これはくぎを刺しておきます。たこ焼きとお好み焼きで逃げないように。

有馬委員

もしたこ焼きとお好み焼きなら、一緒につくるとか。

栗崎委員

台湾の人はすごくおもてなししてくれるでしょう、びっくりするぐらい。お土産もたくさんくれたりしますよね。台湾の人は、昔からすごくおもてなししてくれますよね。やはりもてなされたぐらい、こちらももてなしをお返ししないと。

辰巳委員

それは大変ですよ。

栗崎委員

大変ですが、しないと恥ずかしい。

辰巳委員

大学にいたころも、こちらからも行く、向こうから来てもらう、向こうがやってくれるだけのことをこっちの大学はできなかったです。

栗崎委員

あれだけのおもてなしをできるのはすごいですよね。欧米諸国はそんなことは全然ないですけども。

辰巳委員

交流先は、台北に決まっているのですか。

山森教育推進
課長

この海外交流事業のきっかけが、本市が台北市の文山区と友好交流協定を結びましたことが一つのきっかけになっております。今は幅広く台北市内ということで交流しておりますが、こちらの龍山国民中学校は、実はとてもスムーズに交流ができたのです。

今回、メールのやりとりや電話のやりとりも本当にスムーズで、向こうへ行っても齟齬なくできたということとあわせて、龍山国民中学校の先生方は、ぜひ長い交流をさせていただきたいというようなこともおっしゃられておられましたので、ここに固定というわけではないかもしれませんが、長く交流することで出てくる意味もあるのかなと思っております。

辰巳委員

今、質問させていただいたのは、台北は日本で言うと東京、そして、高雄のほうは関西のような雰囲気があります。私は現役時代に台湾の学

校と提携して、8つぐらい、最終的には3つぐらいに絞って、向こうからも来てもらったり、こちらからも行ったりを定期的にしましたけれども、雰囲気的には高雄のほうもなかなかいいですから、また広げることができたらと思います。

山森教育推進
課長

ありがとうございます。

東野教育長

どうですか。もうよろしいですか。

それでは、ないようでございますので、以上で本日の日程については全て終了いたしました。

これをもちまして1月定例教育委員会を終わります。

どうもありがとうございました。

(閉会宣言 午後2時23分)

署 名 教育長 東野 光弘

委 員 辰巳 浅嗣